令和８年 11 月

入札参加業者の皆様

長野市財政部契約課

物品供給契約の同等品確認方法の変更について
（指名競争入札・一般競争入札）

物品供給の入札では、入札仕様書等に例示したメーカー・型番の品物と同等以上の品質、性能、形状、材質等を有する品物（以下「同等品」という。）を選定して、入札に参加することができます。

同等品による入札を希望する場合は、選定した品物が同等品に該当するか否か、下記により確認を受けてください。また、例示した品物が廃盤となり、後継の機種で入札に参加する場合も同様とします。

このたび入札案件について、電子入札の開始に伴い、確認手続きを一部変更しましたので、今後は下記により同等品の確認をお願いします。

ただし、仕様書等で「同等品不可」と指定した品物は同等品による入札はできません。

記

１　指名競争入札の場合

(1) 同等品確認申請方法

① 同等品確認申請書　　別紙「同等品確認申請書」

② 添付資料　　確認対象品のカタログなど品質、規格、性能、価格等を証する資料

③ 申請書提出先　　財政部契約課（市役所第１庁舎４階）【持参、メール又はファックス】

④ 申請書提出期限　　**入札指名通知日から起算して（通知日を含む）、原則3開庁日以上（土、日及び休日を除く）とし、別途指定する日時までとする。【※今回変更】**

(2) 同等品確認結果の回答

契約課を経由して、発注課で同等品の確認をします。なお、発注課から申請者へ対象品について問い合わせや追加資料の提供等を依頼することがあります。

同等品の確認結果は、原則として入札日の3開庁日（土、日及び休日除く）前までに入札情報システムに掲載するとともに、紙入札参加業者にはファックスで通知します。【※今回変更】

２　一般競争入札の場合

同等品確認申請書の提出期限は、**公告日から起算して（公告日を含む）、原則3開庁日以上（土、日及び休日を除く）とし、公告で指定する日時までとします。【※今回変更】**

同等品の確認結果は、原則として入札日の3開庁日（土、日及び休日除く）前までに入札情報システムに掲載しますが、紙入札案件の場合には契約課ホームページで公表するとともに申請業者にファックスで通知します。【※今回変更】

その他の事項は、指名競争入札の場合と同様です。

【注意事項】

同等品の確認を受けていない品物で入札することはできません。

落札後に同等品の確認を受けていない品物であることが判明した場合には、契約を締結することはできません。その際は次の対応となります。

- 例示品又は市が入札前に同等品の確認をした品物を納入する。
- 上記の品物を納入できない場合は、落札後契約辞退の取り扱いとなり、長野市建設工事等競争入札心得及び長野市物品等競争入札指名停止等措置基準による措置を受けることとなる。

長野市財政部契約課　物品担当
電話　026-224-7035
FAX　026-224-5067
Mail　keiyaku@city.nagano.lg.jp